

JSPEN-Masters club 運営 内規

(目的)

第 1 条 この規程は、日本栄養治療学会の JSPEN-Masters club（以下、当クラブとする）の運営について、必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第 2 条 当クラブは、満 66 歳の後の 4 月 1 日を迎えた会員で構成される組織である。

2. 定款施行細則第 2 条（会費）第 3 項に規定している通り、当該組織に加入後の翌事業年度以降の年会費が 4,500 円となる。

3. 定款施行細則第 6 条（名誉会長）、第 7 条（特別会員）、第 8 条（名誉会員）については、上記第 2 項を適用しない。

4. 当該組織は、会員の意思に関係なく、年齢の条件を満たした場合に必ず加入することとなる。

5. 当該組織の定年については、年齢上限はない。会員の間は当該組織に所属するものとする。

(コアメンバーについて)

第 3 条 クラブの円滑な運営の為、第 2 条に定める構成員の中から理事会にて選任された者を JSPEN-Masters club コアメンバー（以下、コアメンバーとする）とする。

2. コアメンバーは、満 75 歳を迎えた時点で退任となる。但し、退任後も当クラブに継続在籍となる。

3. コアメンバーは、必ず 8 名以上とし、欠員が出た場合には速やかに理事会にて選任を行うものとする。その際に職種を考慮して候補者を選任すること。

(活動について)

第 4 条 当クラブの活動は、日本栄養治療学会の各委員会および各支部からの要請に応じて支援を行う依頼型を基本とする。

2. 各委員会および各支部、U-45 クラブとの役割重複をさけつつ、当クラブ会員の見識や経験を学会運営に活かすことを目的とする。

3. 当クラブ会員の見識や経験を活かす内容で、各委員会および各支部、U-45 クラブからの要請がなくても、コアメンバーから理事会に企画を提案することができる。

4. 上記第 3 項の企画が理事会にて承認された場合には、その運営についてコアメンバーが責任をもって行うこととする。

(内規の変更)

第 5 条 本規則の改定は、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則:

本内規は 2025 年 11 月 26 日に制定、即施行する。

以上